

(仮) 旭川市スポーツ推進計画の策定に当たって

1 計画の位置付け

- (1) 目指す目標像とその実現に向けた取組を総合的かつ体系的に明らかにする長期計画
- (2) 旭川市のスポーツ施策を推進する上で、市役所だけではなく、市民や団体など多様な担い手が協力してスポーツの推進を図るための道しるべとなるような計画
- (3) スポーツや健康づくりに関わる市の各部局が、その役割を踏まえ互いに連携しながら、様々な施策を構築・推進するための計画
- (4) 国や道をはじめ、圏域自治体、関係機関が、スポーツ推進を目的として連携を図る上で指針となる計画
- (5) 社会の変化（新型コロナウイルスやSDGs）などの社会情勢を踏まえて、スポーツを推進するための計画

2 計画の主要なねらい

- (1) 市民のスポーツ活動を更に盛んにするため
 - ア 社会環境の変化に対応
 - イ スポーツ未実施層へのアプローチ
 - ウ スポーツに関する情報発信の強化
- (2) スポーツを通じてまちを活性化させるため
 - ア スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成
 - イ 旭川市の長所である自然や都市環境の優位性を活用したスポーツ推進により、地域経済を活性化

(参考)

- (1) 旭川市スポーツ推進条例
 - 【第3条（基本理念）】

スポーツの推進に当たっては、全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、共生の理念の下、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。
- (2) 第8次旭川市総合計画
 - 【基本目標2】

たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します
 - 【基本施策5】

スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり
- (3) 国の第3期スポーツ基本計画（案）・・・資料6参照